

多摩市営住宅入居者の公募について

多摩市営住宅条例（平成 9 年 12 月 26 日条例第 23 号）第 4 条第 3 項の規定により、下記のとおり、市営住宅の入居者を募集する。

令和 7 年 5 月 1 5 日

多摩市長 阿 部 裕 行

記

1. 公募する住宅の所在地等

住 宅 名 所 在 地	募集 戸数	間 取 り 専 用 面 積	予定家賃（円）	募集区分
落川住宅 1 号棟 落川 1 1 8 4 番地	1	3 D K 6 9 . 2 m ²	3 4 , 4 0 0 円～ 6 7 , 5 0 0 円	一般家族向
関戸第 2 住宅 A 号棟 関戸 3 丁目 1 0 番地の 1 1	1	1 D K 3 3 . 5 m ²	1 6 , 2 0 0 円～ 3 1 , 9 0 0 円	シルバーピア 単 身 者 向

2. 入居者資格

(1) 入居者資格（一般家族向）

ア 申込者が多摩市内に継続して 1 年以上居住していること

(ア) 申込者が多摩市に継続して 1 年以上居住する成年者で、そのことが住民票の写しで証明できること。ただし、成年者には入居手続きのときまでに婚姻できる 1 8 歳未満の婚約予定者を含みます。また、未成年者との婚姻による申込みは、入居資格審査のときに、未成年の法定代理人（親）の同意書の提出が必要です。

(イ) 外国人については、中長期在留者で、(ア)のほかに申込期間から審査日まで継続して次のいずれかの在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。

a 「永住者（特別永住者を含む。）およびその配偶者等」・「日本人の配偶者等」・「定住者」。

b ア以外の在留資格の場合は、申込期間において、在留実績が 1 年以上あること。

イ 同居親族がいること

(ア) 申込期間に同居している親族との申込みが原則です。結婚、転勤、就職、独立等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込みはできません。

(イ) (ア)のほか、次の方は申込みができます。

a 入居手続きのときまでに婚姻できる婚約者。

b 内縁関係の方との申込みは、法律上の配偶者がいないこと。かつ

入居資格審査のときに続柄欄が「未届の妻（夫）」と記載されている住民票を提出できること。

- c パートナースhip関係の相手方との申込みは、入居資格審査のときにパートナースhip受理証明書等で確認できること、かつ法律上の配偶者がいないこと。

(ウ) 現在、別に住んでいる方との申込みは、次のいずれかにあてはまること

- a イにあてはまる方。
b 申込期間に、申込者と税法上の扶養関係にある方（課税証明書で扶養関係が確認できること）。
c 同居しようとする親族等のみで居住している場合または他の親族等と同居している場合は当該親族から扶養されていない方で、2親等内の直系血族または2親等内の直系姻族であること。血族、姻族であっても兄弟姉妹との合併はできません。ただし、入居しようとする世帯が下記の高齢者世帯または心身障がい者世帯にあてはまる場合は、3親等内の血族または姻族とします。

高 齢 者 世 帯	申込者が60歳以上であり、同居親族全員が次のいずれかにあてはまること。 ア 配偶者（法律上の配偶者のほか内縁関係の方（住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方）、婚約者、パートナーを含む。） イ おおむね60歳以上の方（申込期間に57歳以上の方） ウ 18歳未満の児童
心身障がい者世帯	申込者または同居親族が、次のいずれかにあてはまること。 ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障がい者 イ 重度または中度の知的障がい者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度） ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障がい者（障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む。） エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障がい者

2 親等内の直系血族・姻族・・・申込者または配偶者の父母、祖父母、子、孫、申込者の子および孫の配偶者

3 親等内の血族または姻族・・・上記に加え、申込者もしくは配偶者の曾祖父母、伯叔父母、兄弟姉妹、甥姪、曾孫または申込者の伯叔父母・兄弟姉妹・甥姪曾孫の配偶者

(エ) 外国人の同居親族については、中長期在留者で、上記（ア）から（ウ）のほかに申込期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。

(オ) 上記（ア）から（エ）にあてはまる場合でも現に同居または別居のいずれかを問わず、申込者および同居親族が配偶者と別居する申込みはできません。なお、離婚予定がある方は配偶者を除いて申込みできますが、入居資格審査のときに離婚の成立を証明できることが必要です。

ウ 所得が定められた基準内であること

申込者および同居親族の年間所得の合計が、下記の所得基準表の家族人数に応じた所得金額の範囲内であること。

●所得基準表

家族人数	所得区分（＊）	
	一般区分	特別区分
1人	0円～1,896,000円	0円～2,568,000円
2人	0円～2,276,000円	0円～2,948,000円
3人	0円～2,656,000円	0円～3,328,000円
4人	0円～3,036,000円	0円～3,708,000円
5人	0円～3,416,000円	0円～4,088,000円
6人	0円～3,796,000円	0円～4,468,000円

＊所得区分について

一般区分の額は、下の要件のいずれにもあてはまらない世帯に適用します。

特別区分の額は、下の要件のいずれかにあてはまる世帯に適用します。

(1) 心身障がい者を含む世帯 申込者または同居親族に次のいずれかにあてはまる者がいること。 ア 身体障害者手帳の交付を受けている１級～４級の障がい者 イ 重度または中度の知的障がい者（愛の手帳の場合は総合判定で１度～３度） ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている１級・２級の障がい者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。） エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第１号表ノ３の第１款症以上の障がい者
(2) ６０歳以上の世帯 申込者が６０歳以上であり、かつ同居親族全員が次のいずれかにあてはまること。 ア ６０歳以上 イ １８歳未満の児童
(3) 高校修了期までの子どもがいる世帯 同居親族に１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者がいること。
(4) 原子爆弾被爆者を含む世帯 申込者または同居親族に厚生労働大臣の認定書（被爆者健康手帳ではありません。）の交付を受けている原子爆弾被爆者がいること。
(5) 海外からの引揚者を含む世帯 申込者または同居親族に海外からの引揚者がいて、日本に引き揚げた日から起算して５年を経過していないことが厚生労働省の発行する引揚証明書で証明できること。 ※海外からの引揚者とは、昭和２０年（１９４５年）８月１５日の終戦に伴って、やむをえない理由により日本に引き揚げた者等をいう。
(6) ハンセン病療養所入所者等を含む世帯 申込者または同居親族にハンセン病療養所入所者等がいて、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できること。

エ 住宅に困っていること

（ア）申込者および同居親族に、住宅または土地の所有者（共有持分がある方、借地上に住宅を所有している方を含む。）がいないこと。ただし、次のいずれかにあてはまる方は申込みできます。

- 著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難である住宅を所有している方で、その住宅を取り壊す予定であること。なお、入居資格審査のときに取り壊しの契約書等の提出、入居後２か月以内に取り壊しを証明する閉鎖事項証明書の提出が必要です。
- 差押、正当な事由による立退要求等により住宅または土地の所有者でなくなる方（滞納等本人に帰責事由がある方を除く。）。なお、入居資格審査のときに所有権移転を証明する登記事項証明書等の提出が必要です。

オ 暴力団員でないこと

申込者および同居親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第六号に規定する暴力団員でないこと。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

(2) 入居者資格（シルバーピア 単身者向）

ア 65歳以上であること

イ 多摩市内に継続して3年以上居住していること

(ア) 多摩市内に継続して3年以上居住していることが住民票の写しで証明できること。

(イ) 外国人については、中長期在留者で、(ア)のほかに申込期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。

ウ 配偶者がいないこと、かつ単身で居住していること

(ア) 配偶者（法律上の配偶者のほか内縁関係の方（住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方）、婚約者、パートナーを含む）がいないこと。

(イ) 現に同居または別居のいずれの場合でも、配偶者を除いた申込みはできません。これには下記（ウ）にあてはまる方も含みます。なお、離婚の予定があり、同居している親族が配偶者だけの方は、単身で申込みできますが、入居資格審査のときに離婚の成立を証明できることが必要です。

(ウ) 同居している親族がいないこと。ただし、次のいずれかにあてはまるときは申込みできます。

a 同居している親族全員が申込み後から入居資格審査までの間に結婚し転出、または遠隔地へ転勤もしくは就職することにより、申込者が単身居住となること。なお、入居資格審査のときにそのことを証明できることが必要です。

b 居住している住宅が狭い（住宅の住戸専用面積が、下の入居資格基準内であること。）

入居資格 基準	居住人数	住戸専用面積（壁芯）	居住人数	住戸専用面積（壁芯）	壁芯とは、壁などの厚みの中心線より算出した住戸専用面積で、一般的な算出方法です。また、住戸専用面積にはバルコニーは含みません。
	2人	30㎡未満	5人	57㎡未満	
	3人	40㎡未満	6人	66.5㎡未満	
	4人	50㎡未満	7人	76㎡未満	

- エ 所得が定められた基準内であること
年間所得金額が、所得基準の範囲内であること。

所得基準 0円～2,568,000円

- オ 住宅に困っていること

(ア) 住宅または土地の所有者(共有持分がある方、借地上に住宅を所有している方を含む。)がないこと。ただし、次のいずれかにあてはまる方は申込みできます。

- a 著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難である住宅を所有している方で、その住宅を取り壊す予定であること。なお、入居資格審査のときに取り壊しの契約書等の提出、入居後2か月以内に取り壊しを証明する閉鎖事項証明書の提出が必要です。
- b 差押、正当な事由による立退要求等により住宅または土地の所有者でなくなる方(滞納等本人に帰責事由がある方を除く。)。なお、入居資格審査のときに所有権移転を証明する登記事項証明書等の提出が必要です。

- カ 暴力団員ではないこと

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第六号に規定する暴力団員でないこと。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

3. 一般周知・申込方法

- (1) 令和7年5月15日告示
- (2) たま広報5月20日号で一般周知
- (3) 令和7年5月29日(木)～令和7年6月10日(火)の間に所定の申込書に記入のうえ、官製ハガキ(2枚)を同封し郵送による申込み。

4. 選考方法

令和7年6月18日(水) 公開抽選 午前9時30分～ 東庁舎会議室

5. 補欠数及び取扱い

補欠は各2名を抽選で決定する。補欠となった方は、資格審査の辞退者及び失格者が出た場合、順位に従い繰上げし資格審査対象者とする。

6. 入居予定時期

令和7年10月上旬